



相互扶助の精神をこれからも
未来のために、私学とともに

私立大学退職金財団 事業のご案内



公益財団法人 私立大学退職金財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館10階 TEL 03-3234-3361(代表)

JR総武線「市ヶ谷駅」から徒歩3分／東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」(A1、1出口)から徒歩2分／都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」(A1、1、A2、A4出口)から徒歩2分

www.shidai-tai.or.jp

当財団の目的と役割

私立大学退職金財団は、教職員の待遇の向上と学校法人の経営を支援することにより、広く社会に貢献しています。

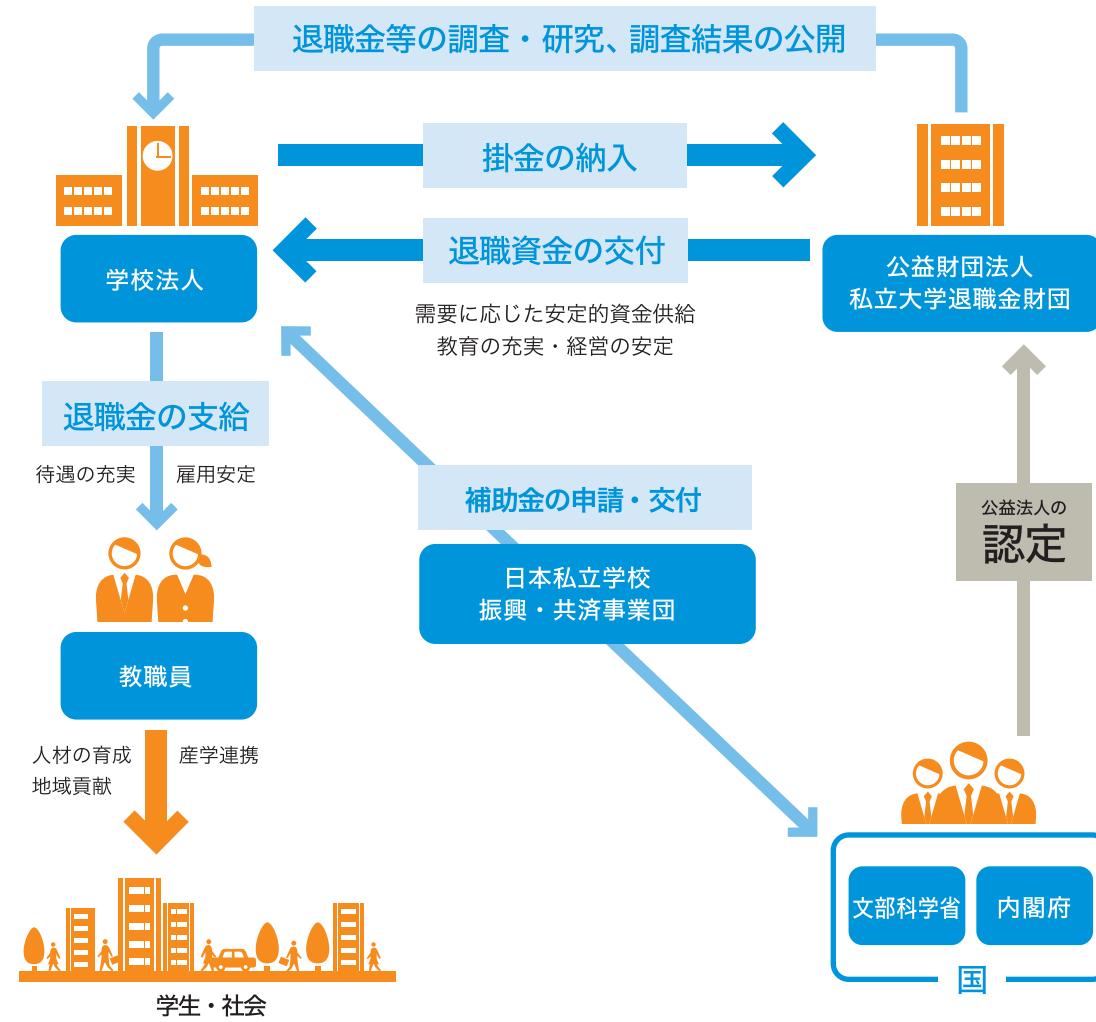
当 財団は1981(昭和56)年に、私立大学等に勤務する教職員の待遇の安定と向上をめざし、あわせて学校法人の安定的な経営に寄与するため、教職員の退職金給付に必要な資金の交付を行い、私立大学等の教育の充実および振興を図ることを目的として全私立大学等の総意で設立されました。



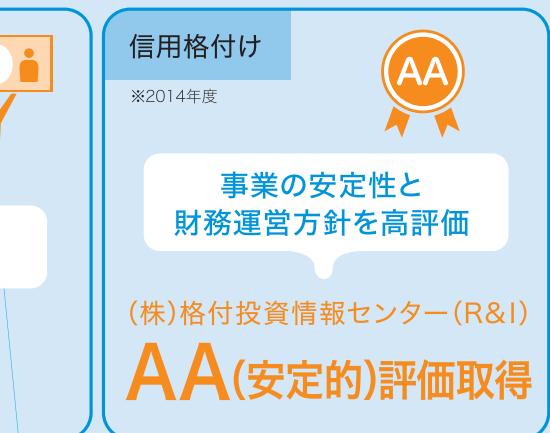
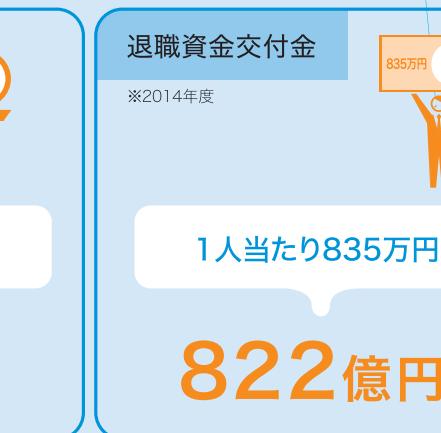
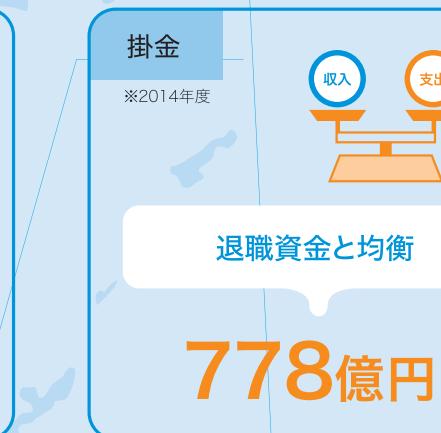
加 入する学校法人(「維持会員」といいます)から毎月掛金の納入を受け、維持会員が支給する退職金に必要な資金を交付する「退職資金交付事業」、退職金の適正な水準を確立するために必要な「調査及び研究」を行っています。「退職資金交付事業」は、教職員の身分の尊重・待遇の適正等について定める教育基本法の趣旨に則り、広く社会全体に貢献する事業であり、国は維持会員が拠出する掛金に対し、直接助成を行っています。

財 政の均衡と安定的な事業運営を実現。「修正賦課方式」により、これからも変わることなく、確実に「退職資金交付事業」を継続しながら、学校法人の経営を支援してまいります。

事業概要のイメージ



ひと目でわかる、私立大学退職金財団。



◎今後約20年間で準備資産を退職資金の1年分相当とするために、計画的に掛金が退職資金を下回るようにしています。

A

B

C

D

E

F

G

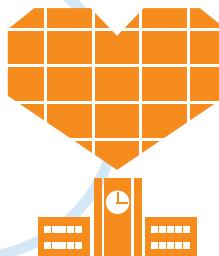
H

I

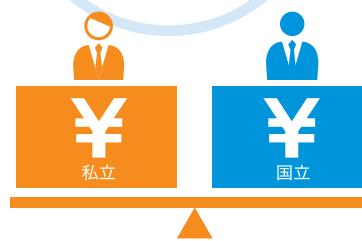
メリット.01**退職金の急増時も安心**

維持会員は一定の掛金を納入すれば、多額の退職金支出が発生しても、当財団から退職資金の交付を受けることで、資金面および経営の安定が図れます。つまり、いつ生じるか予測できない退職金に備えて常に多額の資金を保有する必要がなくなり、効率的な資産運用が可能になります。また、

その資産管理の自由度が増すため、維持会員の経営の安定に貢献しています。

**メリット.02****国家公務員と同 等の退職金水準を
保障するセーフ ティネット**

「私立大学等の教職員の待遇について国公立大学教職員と均衡を図る」という設立趣旨に基づき、国家公務員とほぼ同等の退職金支給が可能となるように、退職資金の交付率を国家公務員退職手当法の自己都合による退職の支給水準を参考に定めています。

**メリット.03****国庫補助により
掛金負担軽減**

維持会員が納入する掛金は、私立大学等経常費補助の対象となっており、国からの補助金が維持会員に対し直接交付されることで、維持

**メリット.04****掛け金の利息等で
掛け金率を軽減**

掛け金の利息等の蓄積額は、定期的に退職資金に充当されます（掛け金による退職

資金）。これにより、維持会員の掛け金負担が実質的に軽減されます。

**メリット.05****優秀な人材の確保に直結**

私立大学等が優秀な人材を確保するためには、国公立大学等に劣らない労働条件が不可欠であり、その中の重要な条件の一つが退職金制度です。当財団から退職資金が学校法人に交付されることにより、教職員が安心して教育研究

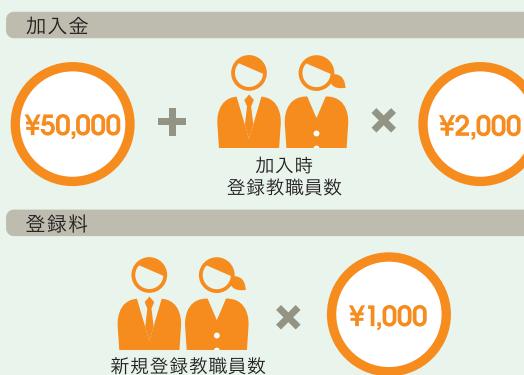
活動に専念できる環境につながります。教職員の待遇の安定と向上、優れた人材の確保に貢献しています。

**メリット.06****掛け捨てではないので安心**

教職員個人単位の掛け金が退職資金額を上回ったとしても、掛け金と退職資金の累積額は法人単位で掌握され、掛け金累積額が退職資金累積額を一定割合以上上回る場合には、掛け金率の減算調整の対象となり、長期間での収支の均衡が図られることになっています。

**加入および教職員の登録方法**

維持会員は加入時に加入金を納入します。また教職員の登録には、登録料が必要です。毎月掛け金を納入することで、教職員に退職金を支給するたび、退職資金の交付を受けられます。



維持会員 のメリット

教職員の待遇の維持・向上が図られ、優秀な人材を確保することができます。
このことは、未来の教育者育成や産学連携の推進等、社会貢献につながっています。

安定した財務運営

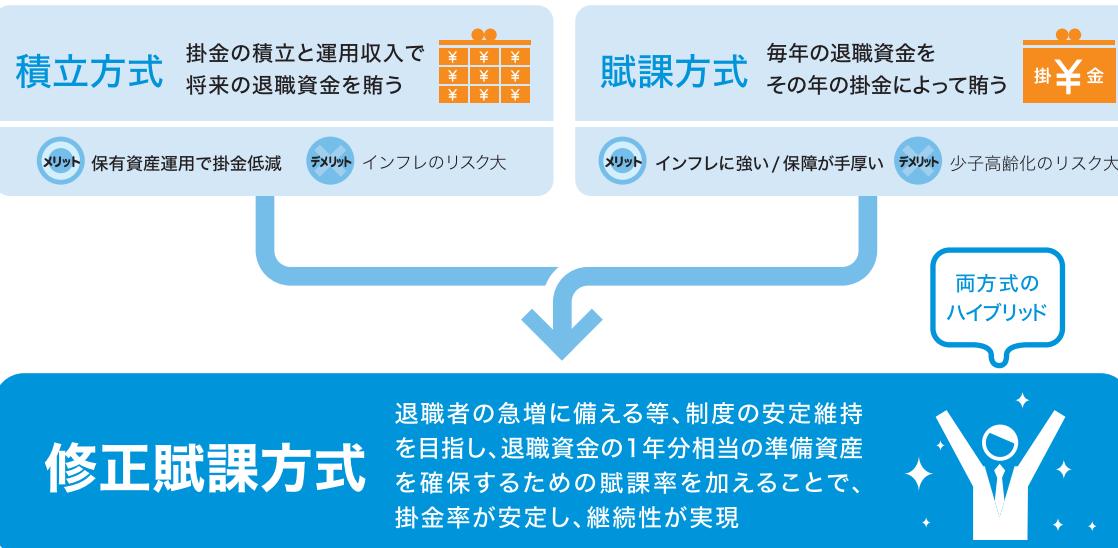
「相互扶助」の精神に基づき、独自の財政方式を採用し、設立以来30年以上、安定的な事業運営を継続しています。

独自の財政方式と厳格な財務規律、3年ごとの掛け金率の見直し等により、安定した運営を行っています。

一般的に、年金会計等の財政方式は、賦課方式と積立方式に大別されます。当財団は、退職資金の1年分相当額を準備資産として保有する修正賦課方式を採用することで、賦課方式の利点を生かし、維持会員に交付する退職資金を確保しつつ、掛け金率も安定させた運営が可能となっています。

理事会において財務規律を厳格に定めており、これにより、準備資産を満期保有目的の国債を中心に運用し、価額変動リスクの低い運用を実現しています。また、専門家による将来推計や3年ごとに掛け金率の柔軟な見直しを行い、長期的に事業を安定させる仕組みを備えています。

財政方式のイメージ



私立大学等のみなさまのご理解とご支援を得て、事業の安定と充実を実現しています。

設立以来30年以上経った今日まで、累計約29万人、約1.8兆円の退職資金を交付してきました。この財政を維持するために、掛け金蓄積額と利息等蓄積額の2つの特定資産（準備資産）を保有し、その運用収入を活用しています。

全国の私立大学等の退職資金交付事業を一手に引き受ける当財団は、私立大学等で構成されている私学関係団体や国とコミュ

ニケーションをとりながら、事業を運営。情報公開や各種リスクの抑制に努めるとともに、維持会員等の理解を得るべく、定期的に説明会などを実施しています。

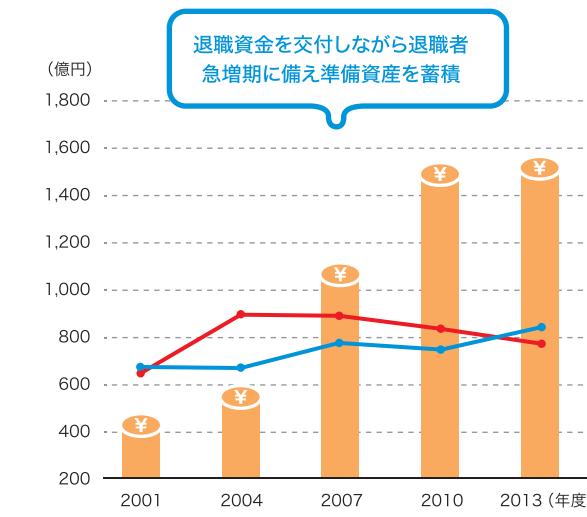


(株)格付投資情報センター(R&I)
「AA」(安定的)の高評価を取得！

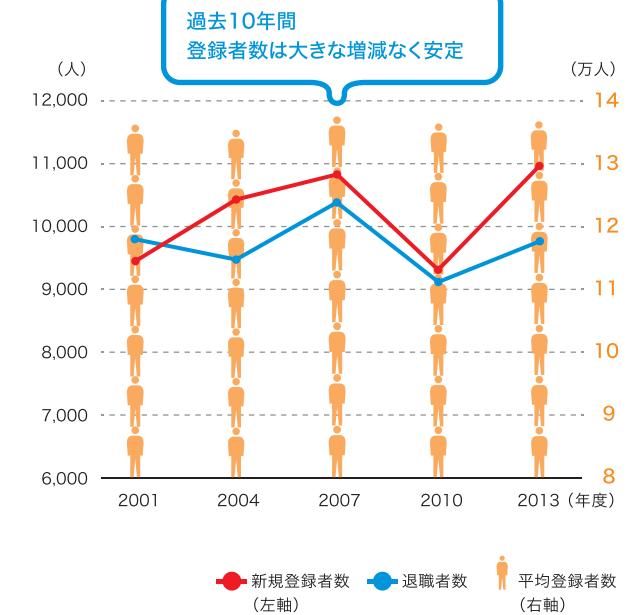
※2014年度

過去10年間に見る事業の安定

掛け金、退職資金および準備資産の推移



登録教職員数と退職職員数の推移



国家公務員の退職金を参考に交付率を設定しています。

原則として国家公務員退職手当法の自己都合退職の支給水準に準拠する方針としています。同法が改正されたときには、維持会員の

状況等にかんがみ、交付率の改定を行っています。また、退職する教職員の在職期間ごとに交付率を設定しています。

2014年度の
退職資金
交付実績



退職資金の 交付について

私立大学等の教職員が、国家公務員と同水準の退職金を受給できる環境づくりに、大きく貢献しています。



退職資金の交付および 算定方法について

退職資金とは、当財団への登録が1年以上の教職員（またはその遺族）について、維持会員がそれぞれの退職金規定に基づき

支給した退職金と当財団規定での「退職資金計算額」のいずれか低い方を退職資金として交付します。

退職資金計算額

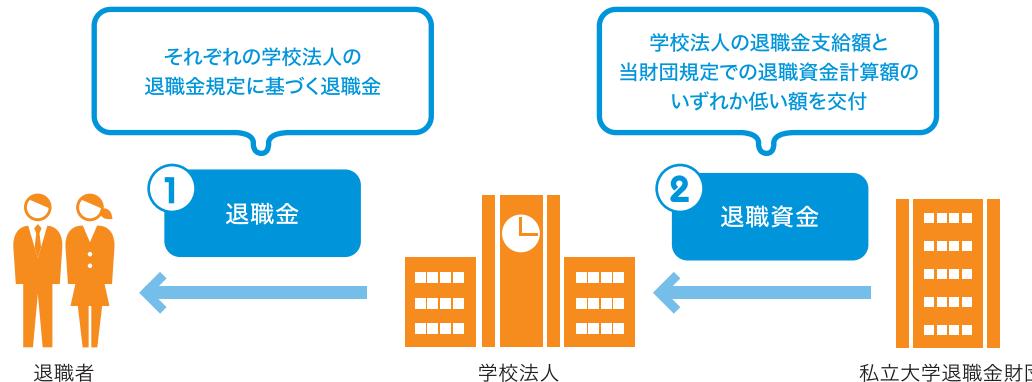
退職時標準俸給月額

× 交付率

標準俸給月額とは、維持会員ごとの退職金規定等による算定基礎となる俸給月額を、当財団の定める区分によって定めた月額

です。国家公務員の給与法を参考に、上限額を設定しています。

退職資金交付の流れ

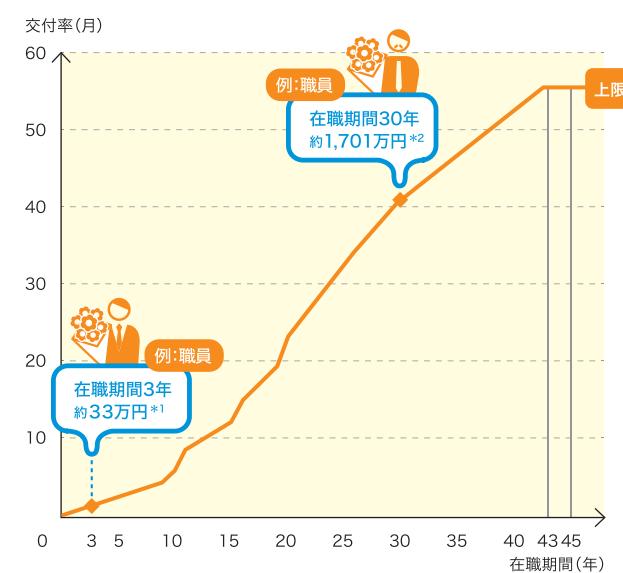


交付率の選択

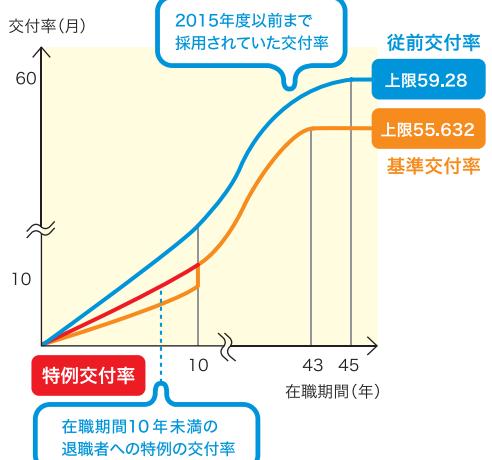
維持会員は、国家公務員に支給される退職手当と同等になるよう設定された基準交付率を基本としながらも、それぞれの退職金支給実態等に適した交付率を選択することができます。



基準交付率



特例交付率／従前交付率



A

B

C

D

E

F

G

H

I

掛金の納入について

3年ごとの掛金率の柔軟な見直しにより、
長期的に安定した制度を実現しています。



掛金の納入および算定方法について

維持会員は、退職資金の交付に必要な掛金を当財団に毎月納入します。

掛金

在職者の標準俸給月額の総額



掛金率

財政の均衡を保つために、
3年ごとに掛金率を見直しています。

掛金率は、将来における各年度の退職資金額や標準俸給月額等さまざまな条件を3年ごとに見直し、必要な改正を実施しています。すべての維持会員を1つの法人として掛金率を計算する上で、高い退職金を受給する教職員が多い維持会員と、新設など在職期間の短い(1人あたりの平均退職資金額が小さい)維持会員が、同率の掛金率を負担することは、維持会員の収支均衡に必要な期間が長期化する要因



となります。そこで退職資金の計算と相関関係にある登録教職員の平均在職年数を指標として、維持会員ごとの退職金支給の実態に即するよう掛金率を調整しています。さらに交付率の選択による調整を行った上で、加入期間10年以上の維持会員については、掛け超過または退職資金交付超過の程度に応じて、維持会員間の公平性を確保するために掛金率を調整しています。

維持会員ごとに適正な掛金率に調整

掛金率 千分の119 維持会員全体として必要な掛金額を算定するための率(本則掛金率)

教職員の平均在職年数による調整

交付率の選択による調整

掛金と退職資金の累積差額による調整*

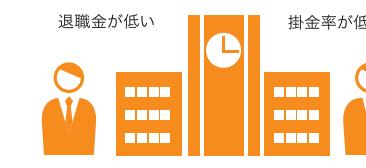
*加入期間が10年以上的維持会員に限る。

維持会員ごとに適用する掛金率 (補正掛金率)

教職員の平均在職年数による調整(イメージ)

平均在職年数が短い大学

平均在職年数が13年より短い



本則掛金率(1000分の119)より低い掛金率
(加入時の掛金率1000分の15.7)

平均在職年数が長い大学

平均在職年数が13年より長い



本則掛金率(1000分の119)より高い掛金率

加入期間10年以上の場合、掛け超過または退職資金交付超過の程度に応じて掛金率をさらに加算、または減算

掛金率の推移

